



2025 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 GENDA

代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 片岡 尚

(コード番号：9166 東証グロース市場)

問 合 せ 先 常務取締役 CFO 渡邊 太樹

(TEL 03-6281-4781)

海外募集による新株式発行及び株式の海外売出しに関するお知らせ

株式会社 GENDA（本社：東京都港区、代表取締役社長 CEO：片岡 尚、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、海外募集による新株式発行（以下「本海外募集」）及び当社普通株式の海外売出し（以下「本海外売出し」）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本海外募集及び本海外売出しの背景と目的

■当社グループの現状について

GENDA（グループ全体を総称）は、「世界中の人々の人生をより楽しく」という Aspiration（アスピレーション：大志）を掲げ、その実現のためグローバルにエンターテインメントのネットワークを構築し、世の中に流通する「楽しさの総量」を増やすことを目指しております。エンターテインメント・ビジネスを営む GENDA がグローバル展開を進めていく過程で、世界中の人々により多くの楽しさをご提供させていただくことで、GENDA の掲げる Aspiration を実現してまいります。

GENDA は、「エンタメ・プラットフォーム事業」と「エンタメ・コンテンツ事業」の二つのセグメントで事業運営を行っております。現在、エンターテインメント・ビジネスは、アニメ等の IP コンテンツと、IP コンテンツとファンを繋げるプラットフォームの二つに大別することができます。世界中で日々生み出される IP コンテンツをお客様に届けるプラットフォームとして、オンラインであれば動画・音楽・ゲーム配信やストリーミング・サービスが、オフラインであればゲームセンターや各種エンタメ施設等リアルなエンターテインメント体験の場が活用されています。

「エンタメ・プラットフォーム事業」においては、ゲームセンター等のアミューズメント施設を運営する「アミューズメント」に加え、「エンタメとしての食」をお届けするプラットフォームとしてフードやドリンク等を提供する「フード&ビバレッジ (F&B)」、カラオケ施設運営及びカラオケ機器流通を手掛ける「カラオケ」並びに外貨両替機を手掛ける「ツーリズム」を展開しております。

「エンタメ・コンテンツ事業」においては、人気の IP に登場するキャラクターや当該 IP の世界観等や魅力を活かした商品、イベント等を企画・提供する「キャラクター・マーチャンダイジング (MD)」、アニメの制作や出版を含む IP の上流領域である「コンテンツ&プロモーション」を展開しております。

GENDA はエンターテインメント・ビジネスの上流（IP 等の企画・製作）から下流（商品化された IP のお客様への展開）に至るまでを一貫して手掛けることで、バリューチェーン上で各社相互のシナジーを発現する、GENDA ならではのエンタメ経済圏を確立していくことを目指して

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集及び本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておられません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

おります。

GENDA は、Aspiration の実現のため、エンターテインメント業界での M&A による「連続的な非連続な成長」を成長戦略の柱として定めています。世界一のエンターテインメント企業を目指す GENDA において、M&A は、経営資源の獲得や事業成長、新規事業参入を早急に実現することができるため、非常に有効な手段と位置付けており、設立以来 46 件（注 1）の M&A を実施してまいりました。今後も積極的な M&A を通じて、既存事業の更なる規模拡大と新規事業の獲得を積極的に推進し、事業拡大してまいります。

（注 1）クロージング前の案件を含みます。

■本海外募集及び本海外売出しの背景と目的

GENDA は、上記のとおりエンターテインメント業界において M&A や資本提携等の手法を用いて企業価値を高めていくことを成長戦略の柱に据えており、株式会社セガ エンタテインメント（現・株式会社 GENDA GiGO Entertainment）、プレビ株式会社及び株式会社ハローズの株式取得など GENDA の主力事業である「アミューズメント」領域での M&A に加えて、アミューズメント施設運営とシナジー効果の期待できるエンターテインメント企業としてカラオケ施設運営等を行う株式会社シン・コーポレーションの株式取得を行うなど多数の M&A を実施してまいりました。

また、GENDA にて米国ミニロケ事業を行う Kiddleton, Inc.（以下「Kiddleton」）は、従来は米国の市場に存在しなかった日本式の小型プライズゲーム（景品を獲得することを目的としたアーケードゲーム）機と、日本風の「Kawaii」デザインのプライズ（景品）を取り扱っており、「ここでしか手に入らない商品、ここでしかできない経験」にこだわり、独自性を持って事業展開しております。Kiddleton は 2024 年 11 月に全米をカバーするゲームセンター 19 店舗、ミニロケ（ゲーム機設置台数 30 台以下の拠点）約 10,000 箇所（2025 年 3 月時点）を有する National Entertainment Network, LLC（以下「NEN」）を傘下に有する Claw Holdings, LLC の持分の 100%を取得いたしました。直近では、北米のゲームセンター 104 店舗、ミニロケ約 2,000 箇所（2024 年 12 月時点）においてアミューズメント施設の運営を行う Player One Amusement Group Inc.等のグループ会社を有する Pixel Intermediate Holding Corporation の株式取得（注 2）を通じて北米での更なる事業拡大を目指しております。本海外募集を通じて調達する資金は、約 30 億円を Pixel Intermediate Holding Corporation の株式取得費用の一部に、171 億円を M&A 待機資金に充当する予定であります。なお、M&A 待機資金については、2026 年 5 月末までに GENDA ならではのエンタメ経済圏の確立を目的とした今後の M&A 資金に充当する予定であります。また、本海外募集による自己資本の拡充により財務体質を強化することで、盤石な金融機関からの支援体制を更に強化し、資金調達手段の多様化が可能になると考えております。以上を通じ、今後は北米を中心とした海外展開の加速に加え、より積極的かつ機動的な M&A が実施可能となり、海外展開及び M&A を通じて中長期的な成長及び収益力の強化を図ることで、企業価値の向上を目指してまいります。

上記目的の他、本海外売出しを通じて、より一層の株式流動性の向上及び投資家層の拡大を図りたいと考えております。

（注 2）Pixel Intermediate Holding Corporation の株式取得は 2025 年 7 月 1 日（火）のクロージングを予定しております。

2. 海外募集による新株式発行

- | | | |
|-----|---------------------|--|
| (1) | 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 20,000,000 株 |
| (2) | 払 込 金 額 の 決 定 方 法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2025 年 5 月 15 日（木）から 2025 年 5 月 19 日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」）に決定いたします。 |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集及び本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておられません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (4) 募集方法 欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における募集とし、Mizuho International plc 及び Citigroup Global Markets Limited をアクティブ・ブックランナー兼共同主幹事会社、SBI International Limited をパッシブ・ブックランナー兼共同主幹事会社とする引受人（以下「引受人」）に、上記(1)記載の全株式を総額個別買取引受けさせます。
なお、発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定いたします。
- (5) 引受人の対価 当社は、引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格（募集価格）と引受人より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金といたします。
- (6) 払込期日 2025年5月28日（水）
- (7) 受渡期日 2025年5月29日（木）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 発行価格（募集価格）、払込金額並びに増加する資本金及び資本準備金の額その他本海外募集に必要な一切の事項の決定及び手続きの実施（関連する諸契約の締結及び関連書類の作成を含む。）については、常務取締役 CFO に一任いたします。

3. 株式の海外売出し

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 5,149,200株
- (2) 売出人及び売出株式数 合同会社シンマイ 5,149,200株
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定いたします。なお、売出価格は本海外募集における発行価格（募集価格）と同一の金額といたします。）
- (4) 売出方法 欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における売出しとし、引受人に、上記(1)記載の全株式を総額個別買取引受けさせます。
- (5) 受渡期日 2025年5月29日（木）
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 売出価格、その他本海外売出しに必要な一切の事項の決定及び手続きの実施（関連する諸契約の締結及び関連書類の作成を含む。）については、常務取締役 CFO に一任いたします。
- (8) 本海外募集が中止となる場合、本海外売出しも中止されます。

<ご参考>

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集及び本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておられません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

1. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 (2025年5月13日時点)	162,675,704株
新株式発行による増加株式数	20,000,000株
新株式発行後の発行済株式総数	182,675,704株
(注) 当社は、新株予約権を発行しているため、2025年5月1日以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は含まれておりません。	

2. 調達資金の使途等

(1) 今回の調達資金の使途

今回の海外募集に係る差引手取概算額約 201 億円のうち、2025 年 4 月 9 日付「当社連結子会社による Player One Amusement Group Inc. を傘下に有する Pixel Intermediate Holding Corporation の株式の取得（連結子会社化）に関するお知らせ」の「6. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式数の状況」でお知らせした Pixel Intermediate Holding Corporation の株式取得価額 174 百万 US ドル（概算額）の支払いの一部として約 30 億円を充当する予定であります。また、残額の約 171 億円を M&A 待機資金とし、2026 年 5 月末までに GENDA ならではのエンタメ経済圏の確立を目的とした今後の M&A 資金に充当する予定であります。

上記に伴い、同プレスリリース「6. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式数の状況」の注 2 でお知らせした Pixel Intermediate Holding Corporation の株式取得に関する対価について「全て現金とし、手元資金及び借入金を充当する予定」から「全て現金とし、手元資金、海外募集による調達資金及び借入金を充当する予定」に変更いたします。

なお、現時点において、M&A の具体的な内容及び金額について決定したものはなく、2026 年 5 月末までに充当が出来なかった場合や、未充当額が生じた場合等においては、未充当額に応じて 2027 年 1 月期及び 2028 年 1 月期における借入金の返済に充当することで、追加の負債調達可能額を増大させ、将来における M&A 実施時の調達余力を確保する予定であります。

GENDA は、エンターテインメント業界において M&A や資本提携等の手法を用いて企業価値を高めていくことを成長戦略の柱に据えており、株式会社セガ エンタテインメント（現・株式会社 GENDA GiGO Entertainment）、プレビ株式会社及び株式会社ハローズの株式取得など GENDA の主力事業である「アミューズメント」領域での M&A に加えて、アミューズメント施設運営とシナジー効果の期待できるエンターテインメント企業としてカラオケ施設運営等を行う株式会社シン・コーポレーションの株式取得を行うなど多数の M&A を実施してまいりました。

M&A によって GENDA ならではのエンタメ経済圏を構築する過程において、国内外のアミューズメント施設のロールアップ M&A（注 1）を戦略の一丁目一番地としながら、アミューズメント施設運営とシナジー効果の期待できるエンターテインメント企業及び事業等の M&A も積極的に実施し、GENDA 内の企業間で相互に事業拡大及び利益貢献する構造を構築しております。

GENDA にて米国ミニロケ事業を行う Kiddleton は、従来は米国の市場に存在しなかった日本式の小型プライズゲーム機と、日本風の「Kawaii」デザインのプライズを取り扱っており、「ここでしか手に入らない商品、ここでしかできない経験」にこだわり、独自性を持って事業展開しております。Kiddleton は 2024 年 11 月に全米をカバーするゲームセンター 19 店舗、ミニロケ約 10,000 箇所（2025 年 3 月時点）を有する NEN を傘下に有する Claw Holdings, LLC の持分の 100%を取得いたしました。直近では、北米のゲームセンター 104 店舗、ミニロケ約 2,000 箇所（2024 年 12 月時点）においてアミューズメント施設の運営を行う Player One Amusement Group Inc. 等のグループ会社を有する Pixel Intermediate Holding Corporation の株式取得を通じて北米での更なる事業拡大を目指しております。

今後も成長戦略に沿って、機動的な M&A を実施することで成長を加速していきたいと考えております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集及び本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておられません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

具体的には、PMI (Post Merger Integration) に GENDA の知見が活用できる業界を中心に、適切なエントリー価額で M&A を実施することを最重視しております。また、同業他社でのマネジメント経験や M&A/ファイナンスのバックグラウンドを有し、当社株式を保有する当社経営陣により構成された投資委員会において、当社株主の皆様と同じ目線に立って、当社の Cash EPS (1株当たりのれん償却前当期純利益) の極大化に資するか審議した上で M&A の実施を決定しております。

(注1) 同業他社を複数取得し、企業規模を拡大すること。

なお、差引手取概算額は、2025年5月12日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本海外募集による当社の 2026 年 1 月期の通期業績に与える影響は軽微であります。開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。本海外募集による調達資金を GENDA の成長資金に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

配当による利益配分につきましては、株主資本コストを上回る魅力的な事業投資の機会を数多く認識しており、当社が現在創出しているキャッシュフローを株主の皆様は今すぐ還元するよりも、事業に再投資することで将来的な株式価値をより高める方が株主価値向上に寄与すると理解しておりますので、現時点では検討しておりません。

今後も当社は常に株式価値向上を実現するために、その時々で最適な資本配分を実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2023 年 1 月期	2024 年 1 月期	2025 年 1 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (連 結) (注) 1	27.49 円	31.60 円	22.66 円
C a s h E P S (1 株 当 たり の れ ん 償 却 前 当 期 純 利 益) (注) 1, 2	28.14 円	32.97 円	31.91 円
調 整 後 C a s h E P S (調整後 1 株 当 たり の れ ん 償 却 前 当 期 純	28.25 円	34.12 円	40.68 円

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集及び本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておられません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

利 益 (注) 1, 2, 3			
1 株 当 た り 年 間 配 当 金 (うち 1 株 当 た り 中 間 配 当 金)	— (—)	— (—)	— (—)
実 績 配 当 性 向 (連 結)	—	—	—
自 己 資 本 利 益 率 (連 結)	36.9%	27.2%	12.0%
純 資 産 配 当 率 (連 結)	—	—	—

- (注) 1. 当社は、2023 年 4 月 29 日付で普通株式 1 株につき 400 株の割合で、2024 年 6 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、2025 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、それぞれ株式分割を行っておりますが、2023 年 1 月期の期首に当該株式分割のいずれもが行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益(連結)、Cash EPS (1 株当たりのれん償却前当期純利益) 及び調整後 Cash EPS (調整後 1 株当たりのれん償却前当期純利益) を算定しております。
2. 当社は、当社の成長を「一株当たり株式価値」の成長と定義し、当社の成長を図る KPI として、Cash EPS (1 株当たりのれん償却前当期純利益) 及び調整後 Cash EPS (調整後 1 株当たりのれん償却前当期純利益) を重視しております。Cash EPS (1 株当たりのれん償却前当期純利益) は、キャッシュフローを簡易的に示すうえで一般的な指標である「のれん償却前当期純利益」を期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、「のれん償却前当期純利益」は、親会社株主に帰属する当期純利益にのれん償却費を足し戻して算出しております。
3. 調整後 Cash EPS (調整後 1 株当たりのれん償却前当期純利益) は、のれん償却前当期純利益に「M&A がなければ発生しなかった一過性費用」としてその期中に発生した M&A 関連費用を足し戻したものを期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、M&A 関連費用には下記を含んでおります。
- ①M&A 執行手数料：仲介手数料、弁護士費用、DD 費用、FA 費用、企業価値算定費用
- ②融資関連手数料：M&A 関連の借入の融資関連手数料
- ③株式関連手数料：株式資金調達費用（公募増資及び上場関連費用）
4. 実績配当性向(連結)、純資産配当率(連結)については、配当を実施していませんので、記載していません。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、当社取締役、監査役、従業員、当社子会社取締役、従業員及び当社新株予約権の受託者に対して、以下のとおりストック・オプションとして新株予約権を付与しています。なお、今回の新株式発行後の発行済株式総数(182,675,704 株)に対する潜在株式数(以下の交付株式残数)の比率は 2.4%となる見込みです。

新株予約権(ストック・オプション)の付与状況(2025 年 4 月 30 日現在)

決議日	交付株式残数	新株予約権 の 行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
2019 年 7 月 24 日 (第 3 回新株予約)	835,200 株	5 円	2.55 円	2019 年 7 月 31 日 から

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集及び本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法(以下「米国証券法」といいます)に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されていません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

権)				2029 年 7 月 30 日 まで
2021 年 4 月 1 日 (第 4 回新株予約 権)	1, 179, 200 株	63 円	32. 06 円	2021 年 4 月 1 日か ら 2031 年 3 月 31 日 まで
2021 年 12 月 27 日 (第 5 回新株予約 権)	297, 600 株	94 円	47. 75 円	2022 年 1 月 24 日 から 2032 年 1 月 23 日 まで
2021 年 12 月 27 日 (第 6 回新株予約 権)	2, 033, 600 株	94 円	47. 46 円	2022 年 1 月 24 日 から 2032 年 1 月 23 日 まで

(注) 当社は、2023 年 4 月 29 日付で普通株式 1 株につき 400 株の割合で、2024 年 6 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、2025 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これにより、「交付株式残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

(3) 過去 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額 (千円)	増資後資本金 (千円)	増資後資本準備金 (千円)
2023 年 7 月 27 日 (注) 1	3, 601, 950	1, 896, 486	3, 122, 634
2023 年 8 月 29 日 (注) 2	528, 832	2, 160, 902	3, 387, 050
2024 年 7 月 31 日 (注) 3	10, 053, 966	7, 211, 691	11, 637, 839

(注) 1. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

2. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）（割当先：株式会社 S B I 証券）

3. 2024 年 7 月 31 日を払込期日とする新株式発行

② 過去 3 決算期間及び直前の株価の状況

	2023 年 1 月期	2024 年 1 月期	2025 年 1 月期	2026 年 1 月期
始値	—	409. 25 円	825. 0 円	1, 439. 0 円
高値	—	886. 25 円	1, 570. 0 円	1532. 5 円
安値	—	401. 5 円	633. 5 円	978. 0 円
終値	—	832. 5 円	1, 453. 5 円	1131. 0 円
株価収益率 (連結)	—	26. 3 倍	64. 14 倍	—

(注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

2. 2023 年 1 月期の株価については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

3. 当社は、2024 年 6 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、2025 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、それぞれ株式分割を行いました。当社の東京証券取引所グロースへの上場日である 2023 年 7 月 28 日に当該株式分割が行われたと仮定し、株価を算定しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集及び本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておられません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

4. 2026 年 1 月期の株価等については、2025 年 5 月 12 日（月）現在で記載しております。
5. 株価収益率（連結）は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株あたり当期純利益（連結）で除した数値であります。
6. 2023 年 1 月期の株価収益率（連結）については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 2026 年 1 月期の株価収益率（連結）については期中であるため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

本海外募集及び本海外売出しに関連して、売出人である合同会社シンマイ並びに当社株主である吉村英毅・ミダス B 投資事業有限責任組合、片岡尚、申真衣、マリンフード株式会社、株式会社グローウィング、株式会社スカーズデール及びミダスキャピタル G ファンド有限責任事業組合は、引受人との間で、発行価格等決定日から本海外募集及び本海外売出しに係る受渡期日（以下「受渡期日」）の翌日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」）中、アクティブ・ブックランナー兼共同主幹事会社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式の売却等（ただし、売出人に関しては、本海外売出し等を除き、片岡尚及び申真衣に関しては、発行価格等決定日時点で当社普通株式に設定されている担保権の実行に伴う処分、既存の担保権の解除後に、当該担保権の対象株式数を上限として、当該担保権の被担保債務と同一又は実質的に同様の条件の債務を担保するために行う担保権の設定、自己の資産管理会社への当社普通株式の売却又は譲渡及び当社ストック・オプション又は新株予約権の行使等を除き、吉村英毅・ミダス B 投資事業有限責任組合及び株式会社スカーズデールに関しては、発行価格等決定日時点で当社普通株式に設定されている担保権の実行に伴う処分及び既存の担保権の解除後に、当該担保権の対象株式数を上限として、当該担保権の被担保債務と同一又は実質的に同様の条件の債務を担保するために行う担保権の設定等を除く。）を行わず、又は行わせない旨を合意しております。

また、当社は、引受人との間で、ロックアップ期間中、アクティブ・ブックランナー兼共同主幹事会社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券又は当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、①本海外募集、②本海外売出し、③当社のストック・オプション・プラン又はインセンティブ・プランに基づく当社又は当社連結子会社の役職員に対する当社ストック・オプション又は新株予約権の付与及び当該ストック・オプション又は新株予約権の行使に基づく当社普通株式の発行又は交付、並びに④当社又は当社子会社を買収過程の一環として取得しようとする会社の取得の対価として当該会社の株主に対して行われる当社普通株式の発行、勧誘及び売却（ただし、発行価格等決定日以降に当該取得の対価として発行、勧誘又は売却される当社普通株式の総数の累計が受渡期日現在の当社発行済株式総数の 10%未満であり、各割当株主が売出人と同様のロックアップの合意に服する場合に限る。））を行わない旨を合意しております。

(5) 安定操作について

本海外募集及び本海外売出しに関して、安定操作は行われません。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集及び本海外売出しに関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておりません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行及び株式売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。